

## 北九州市議会会議規則における欠席事由の運用に係る申合せ

令和3年11月4日議会運営委員会確認

(目的)

- 1 この申合せは、北九州市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第2条及び第83条に規定する、本会議及び委員会（以下「本会議等」という。）の欠席事由について、適切に運用することを目的として行う。

(公務)

- 2 「公務」とは、本会議等を欠席してでも出席が必要な場合に、本会議等を欠席することをいう。

具体的にどのような事態が該当するかは、事案ごとに、本会議等より優先すべき事案か否か判断する。

【想定される事例】

- ・ 議員派遣（地方自治法第100条第13項）、委員派遣（会議規則第97条）
  - ・ 広域連合や一部事務組合の議会への出席
  - ・ 議会代表としての正副議長による会議等への出席
- 等で、本会議等を欠席してでも、派遣又は出席が必要な場合

(疾病)

- 3 「疾病」には、病気による欠席のほか、怪我による欠席も含む。

(育児、看護、介護)

- 4 「育児」、「看護」、「介護」（以下「育児等」という。）については、主として家族に対する育児等の必要があることをいう。

ただし、必ずしも家族だけに限られず、その欠席事由がやむを得ないものとして、議員の会議等への出席義務に優先するものか、個別に判断する。

(疾病、育児等の欠席日数)

- 5 疾病、育児等を事由とする欠席日数については、議員の会議等への出席義務に優先される必要最小限度の日数とし、個別に判断する。

(配偶者の出産補助)

- 6 「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添等により欠席する場合をいう。

(その他のやむを得ない事由)

- 7 「その他のやむを得ない事由」とは、会議規則第2条及び第83条で例示されている以外の事由により欠席する場合で、欠席事由がやむを得ないものとして認められる場合をいう。

その際は、欠席事由が議員の会議等への出席義務に優先するものか及び必要最小限度の日数か個別に判断する。

【想定される事例】

- ・ 忌引き
- ・ 災害 等

(産前産後の欠席期間)

- 8 会議規則第2条第2項及び第83条第2項の規定は、議員が出産のために会議等を欠席するとき、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるので、本人の意思により、この期間未満の範囲を定めて欠席することができる。

また、議員の意思により、分割して取得することができる。

出産が予定日より早かった場合、産前の残期間を産後に繰り越すことはできない。

出産の当日は、産前の期間内に含める。

(欠席期間中の議員活動について)

- 9 いずれの事由により会議等を欠席する場合においても、欠席期間中の行為が、欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿ったものであることが求められる。例えば、本会議等を欠席する一方、現地視察、所属政党の会議や後援会活動への参加、街頭演説などを行うことは、欠席に係る制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分吟味するとともに、市民の批判を招くものとならないか深慮して慎重に行うこととする。

(その他)

- 10 この申合せに定めるもののほか、会議規則第2条及び第83条に規定する会議等の欠席事由に関することについて定めのない事項については、議会運営委員会で協議し決定する。